

監査報告書

令和4年5月30日

学校法人 帝京学園

監事 関 志朗

監事 櫻井 脩

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人帝京学園の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上